
第4章 インフラ施設の老朽化対策 (国の動向)

1 インフラ長寿命化基本計画の決定

高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化が進行している現状を受けて、政府は、平成 25 年 11 月 29 日に開催された「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において、「インフラ長寿命化基本計画」を決定しました。

これにより、地方公共団体には、平成 28 年度頃までに、自らが管理・所管するインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を、また、平成 32 年度頃までに、個別施設毎の具体の対応方針を定める「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」を策定することが求められることとなり、国や地方公共団体等が一丸となって、インフラの戦略的な維持管理・更新等を推進することとされました。

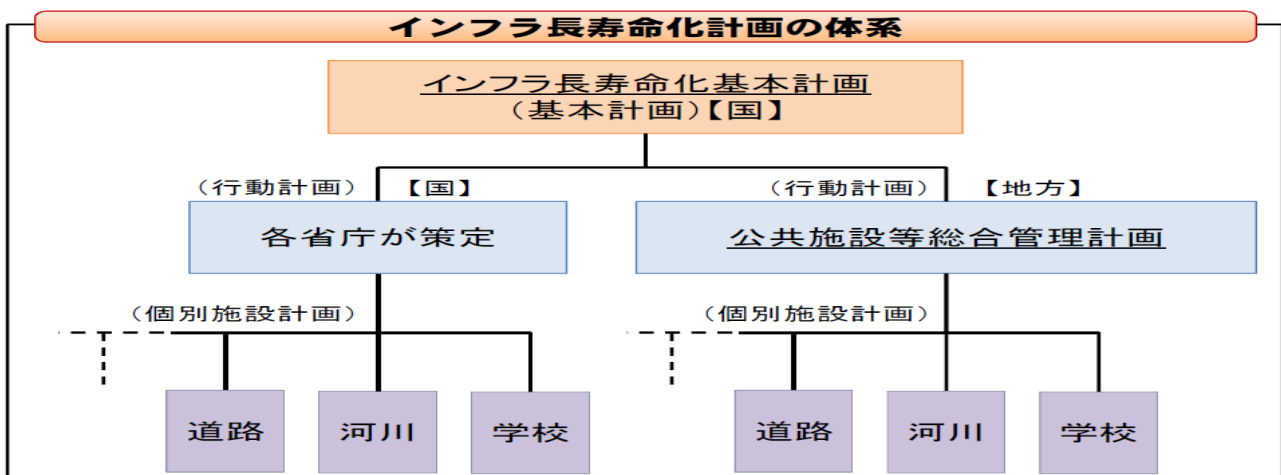
2 公共施設等総合管理計画の策定要請

政府の「インフラ長寿命化基本計画」を受けて、平成 26 年 4 月 22 日には、総務省が各地方公共団体に対し、所有する全ての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて総合的かつ計画的に管理する計画として「公共施設等総合管理計画」を策定することを要請しました。

また、計画策定の要請と併せて、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が示され、「公共施設等の現状及び将来の見通し」、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」、「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」等を盛り込みながら、計画策定に取り組むことが適当との考え方が提示されています。

なお、総務省は、前述の「インフラ長寿命化計画（行動計画）」のうち、地方公共団体が策定するものを「公共施設等総合管理計画」と位置付けており、両者を一体のものとして策定することとしています。

【図表 4-1】インフラ長寿命化計画の体系



3 国の取組みと本書の関係

本書は、区有施設のうち平成 26 年 7 月策定した、台東区施設白書で対象外となっている、インフラ施設（道路、河川、公園、自動車駐車場、管理通路・公共溝渠）対象とし、第 1 章において、現況を掲載し、第 2 章及び第 3 章において、施設更新にかかる費用の推計や、人口・財政状況等の区を取り巻く環境の現状分析・将来予測を行い、これらを踏まえ、今後の施設整備にあたっての基本的な考え方を定めています。